瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号

遊漁者の 漁業法 くろまぐろの採捕に (昭和二十四 年法律第二百六十七 ついて、 次のとおり指示する。 号)第百二十一条第 項の 規定に基づき、

令和七年三月四日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 今井 一郎

芦 内 海 広 域漁業調整委員会による遊漁者 \mathcal{O} くろまぐろの採捕 に係る委員会指示

1 定義

ところによる。 この指示にお 1 て、 次 \mathcal{O} 各号に掲げる用 語 \mathcal{O} 意義は それぞれ当該各号に定 める

- 該当しないも 「遊漁者」 \mathcal{O} をいう。 水 産 動植 物を採捕する者であっ て、 次に掲げ る場合の 11
- ア漁業者が漁業を営む場合
- 1 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
- 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
- (2)項及び漁業法施 い う。 「瀬戸内海」 行令 漁業法 (昭和二十五年政令第三十号) (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第百五十二条第二 第十六条に規定する瀬戸内海
- (3)「くろまぐろ (小型魚) _ くろまぐろのうち、 三十キ 口 グラ 、ム未満 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} を
- (4)いう。 「くろまぐろ (大型魚) くろまぐろのうち、 三十キロ グラ A 以上 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O}
- (5)第二条第二項に規定する遊漁船をい 「遊漁船 遊漁船業の適正 化 に関する法律 . う。 (昭和六十三年法律第九
- 2 くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限

な まぐろ 遊漁者は、 (小型魚) 瀬戸内海においてくろまぐろ を意図せず採捕 した場合には (小型魚) 直ちに海 を採捕し 中に 放 ては 流 ならな なけ れ

- 3 くろまぐろ(大型魚)の採捕の制限
- (1) 超えて保持 遊漁者は、 しては 瀬戸内海において採捕 ならない 0 くろまぐろ したくろまぐろ (大型魚) を保持した者が (大型魚) を一人毎月 别 \mathcal{O} くろまぐ 二尾を

- 中に放流 しなければならない (以下「別個体」という。)を採捕した場合は、 直ちに別個体を海
- (2)ぐろ それがあると認めるときは、 ろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すお おける遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕が、漁獲可能量制度に基づくく 瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。 (大型魚) の採捕を禁止する旨、公示する。 期間を定め、 瀬戸内海において遊漁者によるくろま $\overline{}$ 会長は、 戸内 海
- (3)は、瀬戸内海においてくろまぐろ(大型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ (大型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止された期間中

4 報告

- (1)項を委員会に報告しなければならない。 したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ(大型魚)を採捕した場合には、
- T 採捕した者の氏名、 住所、電話番号及び電子メー -ルアドレ
- 採捕したくろまぐろ(大型魚) の尾数及び重量 (計量方法を含む。)
- ウ 尾さ長(ふん端から尾さまでの長さをいう。)
- エ 採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日及び陸揚げ した場所
- オ 採捕した海域
- 力 遊漁船を利用した場合は、その船名、 登録都道府県名及び遊漁船登録番号
- 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号
- (2)び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。 できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及 ①の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ(大型魚) の尾さ長が確認
- 5 指示の有効期間
- この指示の有効期間は、令和七年四月一 日から令和九年三月三十一日までとする。
- 6 その他
- よる。 この指示の実施に関 し必要な事項に 0 11 ては、 委員会会長が別に定めるところに